

八尾市水道局地域貢献精通型指名競争入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市水道局が発注する建設工事の請負契約に係る地域貢献精通型指名競争入札を試行するにあたり、関係法令、八尾市水道局契約規程（以下「規程」という。）、契約に関する諸規定、八尾市水道局電子入札運用基準、八尾市水道局建設工事等競争入札心得（電子入札用）及び八尾市水道局建設工事指名競争入札参加者指名基準に定めるもののほか、当該入札を適正かつ合理的に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）をいう。

2 この要綱において「有資格者」とは、規程第5条第1項に定める者をいう。

3 この要綱において「地域貢献精通型指名競争入札」とは、防災への取り組みや災害時の対応力並びに地域に対する貢献度、精通度等を評価した入札をいい、災害時に対応できる市内業者の保護・育成にも寄与することを目指すため、第4条に規定する対象案件の発注に際し、第6条に規定する指名基準を定めて、第7条に規定する指名業者の選定方法により入札参加者を指名する競争入札方式をいう。

4 この要綱において「エリア」とは、以下に示す特定の中学校区を包括した地域のいずれかをいう。西部エリアとは成法中学校区、八尾中学校区、久宝寺中学校区、桂中学校区及び高美中学校区を包括した地域をいい、中部エリアとは上之島中学校区、曙川中学校区、曙川南中学校区及び東中学校区を包括した地域をいい、東部エリアとは高安中学校区及び南高安中学校区を包括した地域をいい、南部エリア1とは亀井中学校区及び龍華中学校区を包括した地域をいい、南部エリア2とは大正中学校区及び志紀中学校区を包括した地域をいう。

(入札方式)

第3条 この要綱による入札は、八尾市電子入札システムにより行う。

(対象案件)

第4条 地域貢献精通型指名競争入札の試行の対象は、予定価格が税込130万円超5,000万円未満の水道施設工事の中から八尾市水道局工事等発注入札審査委員会（以下「委員会」という。）が選定するものとする。

(評価基準)

第5条 地域貢献精通型指名競争入札を試行するにあたって、参加を希望する者は、次の各号に掲げる項目について評価を受け、八尾市水道局地域貢献精通型指名競争入札参加資格者名簿（以下「当該参加資格者名簿」という。）に登録されなければならない。

(1) 八尾市防災協力事業所認定制度への登録状況等

- (2) 建設機械保有状況
- (3) 風水害対応、緊急時の対応への協力
- (4) 会社事務所所在年数
- (5) 工事箇所と会社事務所の位置関係

(指名基準)

第6条 地域貢献精通型指名競争入札を試行するにあたって、次の各号に掲げる基準をすべて満たす有資格者の中から入札参加者の選定を行うものとする。

- (1) 市内業者（法人にあっては登記簿上の本店を、個人にあっては住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住所を八尾市内に有し、かつ、事実上の本拠を有すると認められる者で八尾市に納税義務のある者をいう。）であること。
- (2) 発注時点における八尾市水道局建設工事請負業者等級別格付基準に基づく市内業者格付表において発注対象工事の業種に登録されている者であること。

(指名業者の選定)

第7条 指名業者の選定は、前条の基準を満たす有資格者の中から行うものとする。なお、工事の発注にあっては当該格付表において、発注標準金額に対応する等級以上に属する有資格者を指名の対象とする。

- 2 指名業者の選定は、発注対象工事の位置するエリアに会社事務所が所在する者を指名の対象とする。
- 3 前2項の基準をすべて満たす指名の対象者のうち、第5条に規定する評価結果の評価結果の合計値の上位の者から順に入札参加者として指名するものとする。

(その他)

第8条 地域貢献精通型指名競争入札を試行するにあたって、この要綱に定めのない事項又この要綱によりがたい場合は、委員会の審議を経て別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年12月20日から施行する。